

犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿に関する論点について（国松構成員）

	論点	現行制度における問題点
1 総 論 部 分 ・ 併 行 審 議	経済的支援の目的 社会連帯か、自立支援か、国家補償か。	いずれにせよ、犯給法の理念では、カバーできない範囲が出てくるのではないか。その場合、犯給法の改正で行くのか、新法制定になるのか。
	立法形式 新規独自立法か、「犯給法」の拡大・改正か。	
	給付水準 - 他の類似諸制度（被爆者援護、公害補償、医薬品副作用被害補償、自賠責、公務災害給付、協力援助法など）との均衡をどのように考えるか。 「自賠責並み」にするという議論があるが、その理論的な根拠はなにか。	

2	給付内容 ○ 医療関係給付 - 医療費の自己負担分の填補（医療費無料化） - 犯罪被害の特性に由来する療養（ＰＴＳＤ，緊急避妊、など）に要する医療費の無料化 - 医療保険の適用を受けない被害者に対し、犯罪被害の特性に鑑み、政府保障による医療費の填補を行うべき場合には、どのようなものがあるか。 ○ 介護関係給付 - 要介護認定を行う際、被害者の特性をどの程度配慮すべきか - 介護保険の適用を受けない被害者に対し、犯罪被害の特性に鑑み、政府保障による介護サービスを提供すべき場合には、どのようなものがあるか。 ○ 障害給付（一時金） - 支給条件の緩和と障害等級の見直し - 支給限度額の引き上げ ○ 遺族給付（一時金） - 支給額の引き上げ（最高額と最低額）	犯給法の重傷病給付金にいう「重傷病」の範囲（加療１ヶ月以上、３日以上 の入院）、給付金の支給期間（１年間）の見直し。 介護保険法の改正でなく、被害者のための要介護認定基準、介護サービス受 給開始時期等を設定する必要性。 犯給法の「障害給付金」の等級、支給限度額は、被害者の実態に合ったもの になっているか。他の類似制度の給付との比較考量を行いながら、具体的に 検討する必要がある。 現行犯給法の「遺族給付金」の支給限度額では、低過ぎると判断される
---	--	---

	○ 「被害者年金」の創設の可否 - 障害年金を支給すべき場合とは、どのような場合か。 - 遺族年金を支給すべき場合とは、どのような場合か。 - 支給期間は、自立までか、一生か。事情変更（本人が犯罪者になった場合など）をどう考えるか。 - 他の類似制度との比較考量 - 認定機関をどうするか。 ○ その他 - 葬祭費用の支給 - 住宅改造費の支給 - 休業補償	場合とは、どのような場合か。 「自賠償並み」とすることの根拠（前掲）
--	--	--

3	給付対象 ○ 海外で犯された身体犯の日本国籍被害者への拡大 ○ 過失犯被害者・金融犯罪被害者への拡大	現行の犯給法は、国内の故意の身体犯被害を対象
4	給付請求期間（請求時効） ○ 給付請求許容期間の延長	現行の犯給法は、発生を知った日から2年、または、発生した日から7年を経過した場合は、請求できないとされているが、妥当か。
5	併給調整をすべき場合の再検討	現行の犯給法にもとづく重傷病給付金、障害給付金、遺族給付金は、当該被害者または遺族に対し、他の社会保障制度による各種給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しないこととされており、それは、原則として、当然のことであるが、他の類似制度（原爆被爆者援護、公害補償など）との比較考量を行った上、併給調整を行うべきではない場合があるかどうか、具体的ケースにもとづいて、再検討する必要がある。

6	給付の方法 ○ 仮払い制度の導入 給付の迅速化のため、障害給付金等の仮払い制度を導入する必要があるのではないか。 ○ 各種給付の不支給事由、減額事由の弾力化	犯罪被害の多様性、複雑性を反映して、被害者の間に、各種給付の不支給事由、減額事由の運用の弾力化を求める声がある。 事由の書き方を変えるのか、運用指針を変えるのか。
7	財源 ○ 多様化、高額化する犯罪被害給付を充実したかたちで行うことを可能にするため、各種給付の財源として、一定額の罰金、追徴金、没収金を確保すべきではないか。	

8	給付制度の管理・運営 ○ 新規所管官庁の決定 被害認定 支給決定と執行 不服審査 ○ 給付に関する被害者アドバイザーの設置（各都道府県）	新規独自立法が行われた場合はもとより、現行犯給法の体系が大幅に変更された場合には、警察庁を所管官庁とする制度管理・運営は難しくなるので、新たに所管官庁を定める必要がある。 被害者に適用できる現行の各種社会保障制度は、複雑多岐にわたるため、被害者の間に制度の不知が見られる。 現行制度へのアクセスを、もれなく、かつ、容易なものにするため、各都道府県レベルの被害者アドバイスの仕組みを充実する必要がある。
9	テロ事件の被害者に対する特例的給付制度の導入 ○ 対象犯罪の範囲 ○ 給付の種類・給付額・給付要件	原爆被爆者援護法をモデルにした給付体系の創設